九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

西ドイツ社会民主法律家協会「連邦再社会化法討議草案」（仮訳）

土井, 政和
九州大学法学部助教授

https://doi.org/10.15017/1920

出版情報：法政研究. 57 (2), pp.123-143, 1991-02-07. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

資料

西ドイツ社会民主法律家協会「連邦再社会化法討議草案」（仮訳）

土井政和

まえがき

ここに紹介する資料は、一九八八年六月四日、ドイツ社会民主党の関係団体である社会民主法律家協会（ＡＳＪ）によって決定された「自由剝奪を伴わない処分による犯罪者再統合のための法律の討議草案」（Diskussionsentwurf eines Gesetzes zur Wiedereingliederung Straffälliger durch nicht freiheitsentziehende Maßnahme —Bundesresozialisierungsgesetz (BResoG)—である。筆者は、既に、別稿（「行刑と福祉—西ドイツにおける『新しい刑事政策』を中心に—」矯正協会百周年記念論文集第三巻）において、本草案の基本思想を草案に付けられた理由書を中心にして紹介した。しかし、各条文については、ふれる余裕がなかったので、ここに仮訳を付けて紹介する。

本草案は、第一編　刑法典の改正　第二編　少年裁判所法の改正　第三編　刑事訴訟法の改正　第四編　連邦再社

会化法　第五編　補充規定　第六編　終結規定よりなるが、ここで取り上げるのは第四編のみである。

本草案についての論議は、ようやく始められたばかりであるが、一九九〇年一月三〇日には、ボンでＳＰＤ主催の公聴会が開かれ、保護観察など犯罪者援助の領域で活動している専門家および組織の代表者並びに研究者らが集まり、草案について意見を述べている。(1)

ＡＳＪ会長のイゾラは、この法案によって目指されている社会内犯罪者援助の改革は、一九七六年の行刑改革についての不可欠な補充だと特徴づけた。この草案は、執行猶予を三年以下の自由刑にまで拡張し、また、仮釈放の要件を刑期の半分を服役したことへと拡大することを予定している。更に、保護観察期間を短縮し、刑の延期の取消を対象者が保護観察期間中に重大な犯罪行為を行った場合に限定しようとしている。そのほか、行状監督の廃止と保護観察への部分的移行など、重要な刑法改正案をも含んでいる。他方、再社会化法案の特徴として、従来の保護観察を社会的刑事司法の統一的社会職へ統合し、それに関連させて、犯罪者の一貫した援助、援助活動の相互調整、専門性の促進、新しい保護観察官の法的地位の強化をはかるなど重要な提案をしている。公聴会では、この草案の関心事である、社会内での犯罪者援助の強化は、全体的に歓迎された。問題点として指摘されたのは、刑法の制裁の種類の多様化、例えば、行為者―被害者の和解や社会奉仕作業にも考慮を払うべきではないか、刑の延期の際の予測の問題として、原則として刑の延期を認め、例外として新たな犯罪行為の具体的な危険がある場合にのみ却下することにすべきではないか、取消についても、新たな犯罪行為の嫌疑を理由とする取消は、人権および基本的自由保護のための条約にいう無罪の推定と一致しない、といったことである。なお、本草案については、幾つかの紹介(2)およびコメント(3)もでているのであわせて参照されたい。

(1) ZfStrVo. 1990. S. 179.

（2）ZfStrVo. 1988. S. 227f., 1989. S.48f., Isola, H.: Resozialisierungsgesetz—In Freiheit bewähren—, in: Neue Kriminalpolitik 1/1989, S. 10-11.

（3）Maelicke,B.: Brauchen wir ein Bundesresozialisierungsgesetz?, in: ZRP 1986. S. 203-205., Laps,H.: Alternative Gedanken zum Entwurf eins Bundesresozialisierungsgesetz—Ein Diskussionsbeitrag der Bewährungshelfer im Landesgerichtsbezirk Krefeld—, in: BewHi 1988. S. 118-120.これらの内容については、拙稿「行刑と福祉」本文前掲を参照。

連邦再社会化法討議草案

第一章　一般規定

第一条　適用領域

この法律は、自由剥奪を伴わない処分によって犯罪者を社会へ再統合（再社会化）するための援助について規定する。

第二条　目的

この法律による援助は、犯罪行為を防止する目的をもつ。それは、対象者（Proband）が、犯罪行為なき生活を送り、行為によって生じた損害を回復するよう彼を能力づけなければならない。それは、拘禁を回避し、あるいは、短縮することに寄与する。

第三条　自己責任の原則

1　援助は、対象者がその用務を自ら整序し、また、規制することができるように方向づけなければならない。対象

者の協力意欲が促進されねばならない。

2・対象者は、その権利及び義務を守る努力において援助を受ける。

第四条　概念規定

この法律において、

1　対象者とは、この法律により援助を受けあるいは申請している、すべての被疑者（Beschuldigte）、公訴を提起された被告人（Angeschuldigte）、公判を開始された被告人（Angeklagte）、有罪判決を受けたもの（Verurteilte）、被拘禁者（Gefangene）、被収容者（Untergebrachte）、あるいは、被釈放者（Entlassene）をいう。

2　保護観察官（Bewährungshelfer）とは、この法律により援助を行うすべての専任の保護観察専門官をいう。

第二章　援　助

第五条　援助の種類

再社会化のための援助とは、特に、次のものである。

1　早期援助（Frühhilfe）

2　少年裁判所補助（Jugendgerichtshilfe）

3　司法補助（Gerichtshilfe）

4　刑の延期の際の援助（Hilfe bei Strafaussetzung）

5　自由を剝奪された際の釈放のための援助（Hilfe zur Entlassung bei Freiheitsentzug）

6　被釈放者援助（Entlassenenhilfe）

第六条　早期援助

1　早期援助の任務は、

1　捜査手続中において、緊急の援助が必要であり、かつ、その他の援助が行われない場合に、対象者の特別な社会的困窮状態に対処すること（第七条から一一条まで）、

2　未決拘禁を回避し、あるいは、短縮すること、である。

2　早期援助は、対象者がこれを申請したときに初めて提供されうる。逮捕の際に、被疑者は、彼が早期援助を申請できることを教示される。

第七条　少年裁判所補助

少年裁判所補助の任務は、次の通りである。

1　当該裁判所及び当局に対して、少年裁判所の手続きにおいて、教育的社会的観点を有利に作用させること（少年裁判所法三八条、五〇条三項、一〇七条）。

2　講ぜられるべき措置について意見を述べること。

3　対象者の同意の下に、必要な社会的援助を提供すること。

4　対象者が保護観察機関に配属させられない場合には、遵守事項（Auflagen）及び指示事項（Weisungen）、申出（Anerbieten）及び取り決め（Zusagen）の履行を監督すること。

5　少年裁判所法第一〇条第二項の場合に、裁判官が他の者を任命しない場合には、対象者を援助する立場に立つこと。

6　執行を受けている対象者と接触を保ち、彼の社会への再統合を世話すること。

第八条　司法補助

1　司法補助の任務は、少年裁判所補助が管轄をもたないかぎりにおいて、次の通りである。

1　判決の準備のために、特に

a　行為の原因及び動機

b　対象者が将来犯罪行為なき生活を送ることのできる見通し、方法、影響づけの可能性に関して、成人対象者の個人的社会的事情を刑事手続きの中で有利に作用させること。

2　講ぜられるべき措置について意見を述べること。

3　第一号及び第二号による任務の遂行中、対象者の申請があった場合には、必要な社会的援助を行うこと。

2　司法補助は、検察官あるいは裁判官から報告の委託を受けたとき、および、被疑者の拘禁と共に始まる。

第九条　刑の延期の際の援助

1　刑の延期の際の援助は次の任務をもつ。

1　保護観察期間中、対象者に必要な社会的援助を提供すること。

2　遵守事項及び指示事項の履行を監督すること。

2　第一項は、改善保安処分の執行の枠内で保護観察にふされた対象者にも妥当する。

3　保護観察にふされていなくても、彼がそれを申請した場合にはその限りにおいて、観察のために刑罰あるいは残期刑を延期された者に対しても、援助を提供することができる。

第一〇条　自由を剝奪された際の釈放のための援助

1　自由を剝奪された場合の釈放のための援助の任務（行刑法第七四条）は、次の通りである。

自由の剝奪を受けている間に、

1　対象者の自由社会への再統合の要求を促進し、有利に作用させること。

2　早期釈放の可能性を準備すること。
3　対象者の個人的、経済的、社会的用務を整序するにあたり、彼に助言を与えること。
4　釈放後のため、仕事、住居、個人的援護者を見出す援助を対象者に与えること。

2　第一項は、未決拘禁、少年刑並びに自由剝奪を伴う改善保安処分の執行にも準用する。

第一一条　被釈放者援助

1　被釈放者援助の任務は、自由刑の執行から釈放される対象者、及び、刑の延期の際の援助を受けていないものに対して社会的援助を提供することである。
2　被釈放者援助は、対象者がこれを申請した場合にのみ提供される。
3　第一〇条第二項は、これを準用する。

第三章　援助の担当者

第一二条　団体（Gesellschaft）の関与

1　再社会化は、団体の広範な関与の下に努力される。
2　教会および宗教団体並びに独自の社会的任務の担当機関としての青少年福祉協会、民間福祉事業団体、民間犯罪者援助担当機関の地位とこの任務を達成するためのその活動については、この法律では言及されない。

第一三条　保護観察

1　この法律により義務づけられた任務を遂行するために、各ラントは、「保護観察」という名称をもった社会的刑事司法の独立した専門機関（Fachdienst）を設ける。

2　司法補助、刑の延期の場合の援助、及び、自由剝奪の際の釈放のための援助は、保護観察の義務的任務である。

3　保護観察機関には、第一条の枠内において、ラント法によりその他の任務を委託することができる。

第一四条　青少年福祉給付

1　青少年福祉の措置は、この法律による援助が保護観察の義務的任務でないかぎり（第一三条二項）、これに優先する。

2　少年裁判所補助は、青少年局（Jugendamt）の義務的任務である（青少年福祉法第四条四号）。少年裁判所補助は、青少年福祉協会との協力において、青少年局によって行われる（少年裁判所法第三八条）。

3　少年裁判所法第六七条はこれを準用する。

第一五条　社会給付

1　社会給付の担当機関の義務については、それが、この法律の中で別個に規定されている場合を除いて、言及されない。それは、保護観察の義務的任務（第一三条第二項）に関係しないかぎり、この法律による援助に優先する。

2　社会法典の規定により社会給付が提供さるべき場合には、保護観察は、対象者に対して、管轄権をもつ担当機関について助言をする。

3　社会扶助（Sozialhilfe）の担当機関は、保護観察機関が特定の給付を自ら与えることができるよう、保護観察機関と協定することができる。生じた経費は、社会扶助の担当機関によって支払われる。

第一六条　民間の犯罪者援助担当機関

1　青少年福祉法あるいは連邦社会扶助法の規定により民間担当機関として承認された民間福祉事業団体は、同時に、犯罪者援助の民間担当機関である。保護観察及びそれ以外の犯罪者援助のその他の団体及び連合は、犯罪者援助の民間担当機関として承認されうる。詳細については、ラントが規定する。

2　青少年福祉の民間担当機関（青少年福祉法第五条第四項）は、少年刑事手続きにおいて、第五条一号、二号、四号、五号による援助に協力することができる。それは、少年および少年刑法により有罪判決を受けた青年に対し、地区及び地方の青少年福祉の担当機関並びにその他の犯罪者援助民間担当機関との協力において、第五条第六号による被釈放者援助を行う。

3　犯罪者援助の民間担当機関は、第五条一号、三号から五号までに関する援助に協力することができる。それは、成人並びに一般刑法により有罪判決を受けた青年に対して、地区並びに地方の社会扶助の担当機関と協力して、第五条第六号の被釈放者援助を行う。

4　第一五条第三項は、これを準用する。

第一七条　後順位

保護観察機関が義務的任務としてその他の任務を認められるのは、他の事務所あるいは協会、特に青少年福祉あるいは犯罪者援助の民間担当機関のしかるべき援助が、まだ提供されておらず、また、直ちに提供されない場合であり、しかも、その限りにおいてである。

第一八条　委　任

青少年福祉の民間担当機関および犯罪者援助の民間担当機関が、既に、あるいは、現在、この法律による任務を遂行しており、また、公的利益がそれに反しない場合には、保護観察機関の若干の義務的任務（第一三条第二項）の処理は、これらの機関に委託することができる。

この場合において、第二一条から二五条、二九条から三一条、三五条から三八条、四〇条、四一条は、これを準用する。

第一九条　全体計画

1　再社会化の任務は、共通の全体計画の枠内において、保護観察機関、青少年福祉および社会扶助の公的機関及び民間担当機関、犯罪者援助の民間担当機関、裁判所および検察庁、刑罰及び処分の執行当局、並びに、労働局、保健局、住居局の間で、地区及び地方において、お互いに調整される。

2　第一項に従い、事務所および協会は、その独立性を尊重しつつ、目的設定とその任務の遂行において密接な協力を行い、また、お互いに支援しあわねばならない。

第二〇条　整　備（Ausstattung）

1　各ラントは、保護観察機関が、対象者の再社会化のためのその任務が現実に達成できるように、その人的、空間的、物的整備を保障しなければならない。

2　青少年福祉の民間担当機関及び犯罪者援助の民間担当機関は、この法律によりその任務を遂行する場合に、適切な援助を受ける。

3　第一八条により、保護観察の義務的任務が、自己責任による処理のために犯罪者援助の民間担当機関に委任される場合には、申請により、その任務の達成の為に必要な手段がラントによって準備され、あるいは、整えられる。

4　篤志保護観察官（第二三条）には、必要な交通費及び必要な現金の支出について補償がなされる。篤志協力者（第二四条）については、それは全部あるいは一部について補償される。損害補償は、一括清算でも与えることができる。

第四章　保護観察

第一節　援助の形成

第二一条　社会的援助（Soziale Hife）の内容

1　保護観察機関は、対象者に対し、相談により援助する。それは、個人的な生活形成のための援助を提供する。これには、次の特別な社会的援助が含まれる。

1　住居の調達と維持
2　生計の保持
3　学科及び職業上の教育
4　勤労生活における職場の獲得と保持
5　債務の規制

2　対象者には、行為によってもたらされた損害を賠償し、被害者との和解に努力するための援助が与えられる。

3　対象者が身体的、精神的、心理的に病気である場合には、その健康が回復されるよう働きかけられる。

4　対象者が、麻薬、アルコール、あるいは、その他の中毒物に依存している場合には、治療のための条件が作られる。危機に対する影響づけが行われる。

第二二条　一貫した社会的援助

1　第一三条による援助を実施する場合には、保護観察官の人的な交替は避けられるべきである。特定の保護観察官に委託したいという対象者の提案は、それに対立する重要な理由がないかぎり、応じられるべきである。

2　対象者に対して第五条による多くの援助が考えられる場合には、既に援助を提供しつつある保護観察官は、彼に既にそうする用意があり、また対象者が同意する時は、その他の援助も個人的に提供すべきである。

第二三条　篤志保護観察官

1　篤志保護観察官には、専門的助言と支援が与えらる。

2　篤志保護観察官は、その職務に関して特別に義務づけられる。

第二四条　篤志協力者

1　社会的援助に対して、篤志協力者としての市民が関与させられるべきである。これはまた元対象者に対しても妥当する。

2　篤志協力者は、その任務について準備をし、再教育されるべきである。篤志協力者には、その任務について特別に義務づけることができる。

第二五条　方　法

1　保護観察官は、ソーシャルワークの方法的基礎に基づいて活動をする。

2　一つの援助は、協同による処理のため、より多くの保護観察官にも委託されうる（チーム作業）。

3　援助は、適時に、十分かつ非官僚的に提供されねばならない。

第二六条　専門的協議

定期的な機関内部での協議によって、社会的援助は、統一的観点により、また、法律規定とその目的的形成についての一般的認識に合致するよう遂行されるべく影響づけられるものとする。これは、特に、報告の準備とまとめについて妥当する（第三五条）。

第二七条　実務相談

1　各保護観察官には、スーパービジョンあるいは職務のコントロールのためのその他の適切な可能性が提供される。彼は、提供される可能性の一つを選択し、要求すべきである。

2　実務相談は、職務監督や専門的監督を行うことと結びつけられてはならない。

3　相談者は、その任務について特別に義務づけられる。

第二八条　実務指導

1　社会活動（Sozialwesen）についての専門学校の実習生は、保護観察に携わることができる。彼らは、その任務について特別に義務づけられる。

2　その教育の枠内で、実習生には、措置を独自に処理することを委託することができる。

第二節　援助の実施

第二九条　教　示

1　援助の開始にあたっては、対象者に対して、根拠となっている決定の射程、援助の内容及び意義、並びに、その権利及び義務について説明される。

2　司法補助に際しては、保護観察官は、対象者及びその他の情報提供者（Auskunftsperson）に対し、いかなる役所が報告を求めているのか、何のために調査が行われねばならないのかについて知らせる。対象者及び情報提供者は、彼らが保護観察官に対して情報を提供する義務を負わないことについて教示される。

第三〇条　接　触（Zutritt）

1　保護観察官は、対象者と会う権利をもつ。

2　保護観察官には、弁護士と被告人との関係と同じく、拘禁されている対象者と面会あるいは文書により交通する

ことが許される。これは、一般的な面会時間以外にも妥当する。

第三一条　当局の仲介

1　対象者に対する捜査手続きの開始は、個々の事例において捜査目的に反しないかぎりにおいて、保護観察機関にも通知される。

2　被告人のいかなる拘禁についても保護観察機関は直ちに報告をうける。拘禁命令を発した場合には、裁判所は、保護観察機関に通知しなければならない。

3　対象者に対する公判の場所及び時間、もしくは、彼に対して行われている刑事手続きにおける裁判官あるいは検察官による尋問あるいは聴問の場所及び時間は、保護観察官に直ちに通知される。

4　執行当局は、いかなる被拘禁者についても、その土地を管轄する保護観察機関（第五四条）に、次の時点についてできるかぎり早く通知する。

1　執行への収容時点

2　刑期の半分の服役時点

3　刑期の三分の二の服役時点

4　釈放時期

5　判決及び終局決定について、保護観察官は、その写しを受け取る。

第三二条　書　類

1　対象者には、申請により、他の官庁で彼に関する報告書の閲覧が許される。さらに、社会法典第一〇編の第二五条は、これを準用する。法的効力のある判決を受けていない対象者については、刑事訴訟法第一四七条を準用する。

2　資料は、最終的援助の終了後五年を経て廃棄される。

第三三条　信書の交換

保護観察官は、役所の認印および「保護観察官」の職印のもとに信書の交換を行う。援助が行われるかぎり、保護観察官は、信書の交換を彼の名前においてのみ行うことができる。これは、他の官庁との交通には妥当しない。

第三四条　開示権限（Offenbarungsbefugnis）

社会扶助の担当機関の間で法律上の任務の達成のために許されているのと同様に、社会法典が規定する給付担当機関による個人的データの開示は、この法律による任務を達成するために、保護観察機関に対しても許される。

第三五条　報　告

1　司法補助の場合には、保護観察官は、委託した役所にできるかぎり早く報告する。これは特に拘禁事例に妥当する。裁判所の決定以前に実質的に新たな事情が生じた場合には、報告は補充される。

2　刑の延期の場合の援助の事例においては、保護観察官は、援助の終了時に、裁判所に実施された措置の結果について報告する。さらに、保護観察官は、裁判所がこれに加えて要求した場合、あるいは、裁判所の決定にとって契機を与えることのできるその他の実質的な認識が存在する場合に、報告をする。遵守事項及び申出事項に対する重大な違反については、保護観察官は、裁判所に報告し、また、これについて意見を述べる。

3　保護観察官は、自己の責任において報告をする。報告は、保護観察官によって署名される。

4　報告は原則として文書で行われる。文書による報告は、対象者に対する公判において、証拠目的のために読み上げられてはならない。

第三六条　執行当局との協力

1　刑罰及び処分の執行当局は、施設における保護観察機関の任務の実施を可能にし、また促進する。

2　自由剥奪の際の釈放のための援助の事例においては、保護観察機関および刑罰及び処分の執行当局は、それが対

象者の再社会化に関連する場合には、個々の事例において考えられる措置の全てをお互いに調整し、また、実施された措置及び考慮された措置についてお互いに報告しあう。

3　施設の委員会（行刑法第一五九条）には、保護観察機関も参加する。

第三七条　聴問、提案

1　対象者に対する手続きにおいて、保護観察機関は、文書及び口頭により意見を述べる。これは、できるかぎり早く行われねばならない。

2　援助を行った保護観察官は、公判あるいは聴問に参加しなければならない。保護観察官の立ち会い権は、公開が除外されている公判に対しても妥当する。

3　保護観察機関は、検察庁、裁判所、執行当局及び恩赦機関に処分の提案をすることができる。

第三八条　保護観察上の秘密

1　全ての対象者は、彼の個人的事物的関係（個人に関連する情報）についての個々のデータは、保護観察機関によって、保護観察上の秘密の一部として守られ、権限無くして開示されてはならないという請求権をもつ。

2　開示は、対象者が同意をし、法律上の通知義務が存在し、あるいは、この法律による任務遂行のため通知が必要な場合には、無権限とはいえない。更に、開示は、社会法典第一〇編第六七条から七七条の条件の下においてのみ許される。

3　開示が許されないかぎり、情報提供義務、証言義務、また、信書、書類、情報、その他の情報をもつものの呈示あるいは引渡しの義務は存在しない。

4　保護観察官がソーシャルワークの方法の枠内で対象者との対話を通じて作成した記録は、引渡しあるいは提出の義務に服さないし、また、差押えにも服さない。これは、機関内部にも妥当する。

5　保護観察上の秘密を守ることは、篤志保護観察官、篤志協力者、及び、その他援助に関与する者にも義務づけられる。彼らは、秘匿義務について教示される。

第三九条　相談

1　いかなるものも、この法律により、情報を受け相談を受ける権利をもつ。

2　情報提供義務は、社会扶助について権限をもつ他の役所の指示を含み、また、情報を得ようとする者にとって意義をもちうる、そして、情報を提供する事務所がその回答をすることのできる、あらゆる事実上法律上の問題に及ぶ。

第四〇条　援助の終了

1　援助は、それがもはや必要でなくなった場合には、直ちに終了する。援助が裁判所により命じられている場合には、その終了が提案される。

2　援助の継続が確かに必要だと思われるが、対象者が強固に協力を拒否し、また、彼の協力意欲が更に目覚めさせられるという十分な見込みが存在しない場合には、第一項が準用される。

第四一条　事後援助、危機介入

援助の終了後一年以内に、事後援助が緊急に必要とされ、当該者がそれを申請している場合には、幾つかの措置を継続し、再開し、補充することができる。その後であっても、以前の対象者は、彼が危機にあると考える場合には、保護観察を請求することができる。

第三節　法的援助

第四二条　提案と異議申し立て

対象者は、彼に関する事柄において、保護観察機関の長に提案と異議の申し立てをすることができる。少年の場

合には、この権利は、法律上の代理権者もしくは教育権者にも属する。

第四三条　裁判所の決定

1　個々の事柄を規制するための保護観察の処分に対しては、裁判上の決定を求めることができる。

2　行刑法第一〇九条第一項、第二項、第一一〇条から第一二一条までは、執行当局を保護観察所と読み替えるという条件の下に、これを準用する。最初に援助に携わった保護観察機関が位置する地区の執行裁判所が、申し立てについて決定を行う。

第四節　庁舎と組織

第四四条　業務領域

保護観察は、ラント司法行政の業務領域に属する。ラント司法行政は、保護観察についての監督を行い、また、その活動を調整する。

第四五条　組　織

1　各ラント裁判所の管轄区には、保護観察の独立した庁舎が設けられるものとする。もし、この法律による任務を地域に近いところで遂行するために、そうすることが合目的的である場合には、ラント裁判所管轄区域内であれば、参審裁判所の所在地に保護観察の独立した庁舎を設置することができる。

2　保護観察の庁舎には、地名をつけて、「保護観察所」という名称を掲げる。

3　裁判所又は検察庁と同じ建物の中に保護観察所を入れることは避けられねばならない。

第四六条　専門領域

1　保護観察は、専門領域を分けることができる。

2　業務配分は、個々の保護観察官がどの専門領域に所属するかを規制する。

第四七条　所　長

1　所長は、上級職（hoher Dienst）の職員でなければならない。彼はソーシャルワーカーあるいは社会教育専門家としての教育を受け、また、ソーシャルワークに長年の職業的経験をもつものでなければならない。

2　所長は、外部に対して保護観察機関を代表する。彼は、特定の任務が個々の専門家の責任あるいはその共同責任に委ねられていないかぎり、行われるべき援助に対して責任をもつ。

第四八条　専門家

1　保護観察は、保護観察官によって行われる。彼らは、ソーシャルワーカーあるいは社会教育専門家として国家による認定を受けなければならない。

2　特別な専門をもつその他の専門家が、専任あるいは併任として、援助に関与する。併任の専門家は、彼らの役所に対して義務を負う。

第四九条　職務上および専門的監督

1　所長は、保護観察の職員について、職務上および専門的監督の義務を負う。

2　監督官庁が職務上および専門的監督を行う際に、自己の専門職員を使っていない場合には、職務についている者に対して専門的助言が保障されねばならない。

3　保護観察官は、援助の合目的的な形成についての一般的な知識を考慮しつつ、義務に応じた裁量にしたがって、個々の事例について彼の方法に応じた処理を選択する。この範囲内においては、彼は何ら指示を受けない。

第五〇条　職務時間

保護観察官の活動については、固定した職務時間はない。任務が必要とされるときには、彼は通常の職務時間以

外であっても活動しなければならない。業務配分には、保護観察官が特定の時間に彼の職場に出勤し、あるいは、緊急の用務のために待機するよう決めることができる。どの官庁にも、何時でも、専門家が出勤できなければならない。

第五一条　保護観察会議

保護観察の専門家は、保護観察会議をもつ。これは、業務配分と代表を決める。保護観察会議は、保護観察に関する重要な決定について、聴取するものとする。所長あるいはその代理人が議長をつとめる。

第五二条　設　備

しかるべき設備が、担当機関あるいは役所から提供されないか、もしくは、十分に提供されない場合には、保護観察は、その任務の枠内において、社会的な設備、特に、住居、居住共同体および職場を維持し、あるいは、その他の常設（Stationär）、臨設（teilstationär）、移動（ambulant）による職務あるいはプロジェクトを行うことができる。

第五三条　職員の必要

1　保護観察官には、原則として、三〇人を超えない少年、あるいは四五人を超えない成人の対象者を割り当てることが許される。

2　一人の保護観察官がより多くの専門領域の任務を遂行するときは、これは、適切に考慮されるものとする。

3　必要な数の行政官が保護観察に従事させられるものとする。

第五四条　場所的管轄権

1　援助については、当事者の住居がある地区の保護観察機関が場所的管轄権をもつ。当事者がこの法律の妥当する領域内に住居を有しない場合は、管轄権は、通常の滞在地によって、また、そのような場所が不明のときには、直

近の居住地によって決定される。

2　当事者が拘禁されている場合、あるいは、彼が当局の命令に基づいて収容されている場合には、その施設が存在する地区の保護観察機関も場所的管轄権をもつ。

3　保護観察官が裁判所により任命された場合には、彼の属する保護観察機関が、他の保護観察官が任命されるまで管轄権をもつ。

4　管轄権が変わった場合には、これまで管轄権をもっていた保護観察機関は、新たに管轄権を有する機関にその任務を移譲する。しかし、もしそうすることが具体的事例において合目的的であると思われる場合には、これまでの保護観察機関が援助を継続することができる。

5　もし、管轄権を有しない保護観察機関が、猶予を許さない措置に携わり、その措置が管轄権を有する保護観察機関によって適時に提供されない場合には、これに対し必要な措置を取るように指示する。

6　複数の保護観察機関が場所的管轄権を有する場合には、その措置をお互いに調整する。

第五五条　経費

裁判所による遵守事項あるいは指示事項を達成する場合に対象者に生ずる必要経費は、対象者にその負担能力がなく、また、それ以外の方法では得られない場合には、保護観察機関が負担することができる。

第五節　終局規定

第五六条　ベルリン条項　（略）

第五七条　施行規定　（略）

（以上）